

1 コンプライアンス

- ◆ 東京大学は、不正な取引を排し、社会規範、法令、学内規則等を遵守した調達を実現します。

取り組み姿勢(目的と背景)

東京大学は、社会の一員であることを自覚し、社会規範や法令を遵守し、教育・研究・診療機関としての責務を果たします。

我々は、社会の模範となることを目指し、社会規範や法令及び学内規則を遵守することにより不正・不当な取引を排除し、健全な取引を通じて社会的正義の実現を推進します。

教職員が守る事項

- 1 教職員は、収賄、談合及びこれを疑わせる行為は行わないこと。
- 2 教職員は、納品等が行われた場合には速やかに検査を実施し、検査に合格した場合には速やかに支払手続を行うこと。
- 3 教職員は、納品等に瑕疵があった場合には速やかに相手方に通知するか、契約事務担当者に連絡すること。
- 4 教職員は、契約の相手方に対し、以下の行為を行わないこと。
 - ① 預け金の要求
 - ② 支払期日の不明確な取引
 - ③ 取引事実と異なる書類の作成依頼
- 5 教職員が、発注にあたり、本学が管理する経費以外の経費(他機関の経費、個人の経費等)による発注である場合には、その取扱いについて取引先へ明確に通知すること。
- 6 取引先と次の行為を行う場合には、事務部門の許可を得ること。
 - ① 物品の借受(将来の売買を前提とした貸出を含む。)
 - ② 物品等の無償提供(試供品及びデモンストレーションと称する提供を含む。)
- 7 教職員は、他の教職員と取引先間の癒着、取引先間の談合等の事実又はこれを疑うに足る事実を知ったときは、速やかに学内通報窓口へ通報すること。

東京大学コンプライアンス通報窓口

<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/administration/compliance/hotline.html>

関連する法令等

- 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律
http://www.ron.gr.jp/law/law/dango_bo.htm
- 東京大学教職員倫理規程
http://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_syuki/syuki17.pdf
- 東京大学会計規程
http://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_kaikei/kaikeikitei.pdf
- 東京大学契約事務取扱規程
http://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_kaikei/keiyakujimutoriatukaikite.pdf
- 東京大学コンプライアンス通報窓口の運営に関する細則
https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07409931.html

2 取引先選定の公平性

- ◆ 調達の手相手方については、透明性及び公平性を確保した競争を原則とし、競争によることができない場合には、本学の規則に基づき厳格に調達の手相手方を選定します。

取り組み姿勢(目的と背景)

東京大学の運営は、主に国民の税金を原資とする公費及び学生が納付する授業料等から賄われていることを踏まえ、公平な取引の推進が求められます。

我々は、広く契約に関する提案を受け付け、特定の者を利することなく取引先を選定するために、透明性のある競争によることを原則としています。また、競争によることができない場合にも、本学のルールに基づくものとし、恣意的な選定は行いません。

教職員が守る事項

- 1 教員は、1件100万円以上の調達については、事務部門へ調達依頼を行い、自ら取引先に直接発注は行わないこと。
- 2 教職員は、1件の調達として取引できるものを意図的に分割して発注は行わないこと。
- 3 契約事務を委任された職員は、本学の規定に基づき次の競争を実施すること。
 - ① 1,000万円以上の調達については、一般競争
(工事請負契約については、2,000万円以上の調達とする)
 - ② 500万円以上の調達については、公開見積り合わせ
 - ③ 100万円以上の調達については、2者以上の見積り合わせ
- 4 教職員は、調達を行うに際し仕様書を作成(特に必要がないと認められる場合を除く)すること。
仕様書の作成及び競争参加条件の設定にあたっては、特定の者を有利にするための条件を設けないこと。
- 5 教職員は、調達にあたり一般競争、公開見積り合わせ又は見積り合わせを行わず、特定の者を選定したうえで契約しようとする場合には、本学の規定に厳格に該当する場合のみ行うこと。
また、これにより契約する場合には、その理由を記した書面を作成し、事務受任者(事務長等)の確認を受けること。

関連する法令等

- ・ 東京大学会計規程
http://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_kaikei/kaikeikitei.pdf
- ・ 東京大学の財務会計事務の委任に関する規程
http://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_kaikei/zaimukaikeiininkitei.pdf
- ・ 東京大学契約事務取扱規程
http://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_kaikei/keiyakujimutoriatukaikite.pdf
- ・ 東京大学の調達基準について
https://www.u-tokyo.ac.jp/fin03/g04_j.html

3 説明責任

◆ 東京大学は、調達に関する情報を公開し、説明責任を果たします。

取り組み姿勢(目的と背景)

東京大学の運営は、主に国民の税金を原資とする公費及び学生が納付する授業料等から賄われていることを踏まえ、透明性の確保により社会に対する説明責任を果たすことが求められます。

我々は、調達に関する情報を公開し、社会一般からの疑義等に対して真摯に受止め、適切な説明責任を果たします。

教職員が守る事項

- 1 各部局事務担当者は、1件500万円以上の調達情報について、毎月本部契約課に報告すること。
- 2 本部契約課は、上記の調達情報を速やかに公表すること。
- 3 事務受任者(事務長等)は、特に随意契約を行った場合(少額を理由とする場合を除く。)において、その理由、契約の相手方の決定方法等について、必要十分な書類を作成・保管し説明責任を果たすこと。

関連する法令等

- ・ 調達情報公開
https://www.u-tokyo.ac.jp/fin03/g04_j.html

4 パートナーシップ

◆ 東京大学は、調達の相手方と対等の立場で取引を行うとともに、相互理解と信頼関係を構築することに努めます。

取り組み姿勢(目的と背景)

東京大学の教育・研究・診療は、様々な取引先から調達する物品やサービスにより支えられ、国民や社会に貢献しています。

そのため、取引先とのパートナーシップなくして、東京大学の運営の効率化や社会貢献は実現できません。

我々は、取引先との相互理解に基づく信頼醸成に努め、対等・健全な関係を構築します。

教職員が守る事項

教職員は、本学と取引先とは対等のパートナーであることを十分自覚し、積極的なコミュニケーションにより相互理解を深め、健全な信頼関係を築くよう努めること。

5 環境への配慮

◆ 東京大学は、調達に際し環境に配慮します。

取り組み姿勢(目的と背景)

東京大学は、世界的な課題となっている環境問題に積極的に取り組みます。

我々は、環境に配慮した物品・サービスを優先的に調達することにより、環境負荷の軽減に努めます。

教職員が守る事項

教職員は、調達にあたり「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)に基づいて環境物品等を選択するよう努めなければならない。

関連する法令等

- ・ 環境物品等の調達の推進を図るための方針
https://www.u-tokyo.ac.jp/fin03/g04_j.html
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/houritu.html>

6 経費節減

◆ 東京大学は、調達の効率化などにより経費の節減を図ります。

取り組み姿勢(目的と背景)

東京大学の運営は、主に国民の税金を原資とする公費及び学生が納付する授業料等から賄われていることから、限りある経営資源の有効活用が強く求められます。また、経営資源の適正な執行により、教育・研究・診療の進展に寄与します。

我々は、計画的な執行を行い、競争等の実施により適正な調達と共により安価な調達に努めます。また、調達手続きの効率化を進め、経費の削減を推進します。

教職員が守る事項

- 1 教職員は、計画的な執行を行うとともに、不要不急の物品購入等を行わないこと。
- 2 教職員は、UTokyo購買サイト・UTokyo試薬サイトを積極的に活用するなど、調達価格の抑制に努めること。

連絡先

東京大学本部契約課調達企画チーム

TEL 03-5841-2147

Mail k-chotatsu.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

「調達に関する東京大学の基本方針」について

1. 調達方針及びガイドラインの目的

東京大学の運営は、主に国民の税金を原資とする公費及び学生が納付する授業料等から成り立っています。このことから、高い倫理観に支えられた責任ある行動をとることが求められており、不正な取引を排し、社会規範、法令、学内規則等を遵守した調達を実現するため、「調達に関する東京大学の基本方針」を策定しました。本方針において、「コンプライアンス」、「取引先選定の公平性」、「説明責任」、「パートナーシップ」、「環境への配慮」、「経費節減」に関して、本学が取り組むべき姿勢を明示し、これを確実に実行するために教職員のみならず、本学の全ての取引先へも協力を求めることを目的としています。

2. 本学における物品の検収体制について

発注者以外の複数名の検収により牽制効果を高めること、教職員に対し納品検収行為の重要性について認識してもらうこと、納品書の適正な処理と管理を促すことを目的として、教員による調達については、研究室予算責任者が研究室から納品検収を行う教職員(2名)を指名し、物品検収責任者又は物品検収補助者として登録、納品時には、納品書に検収者2名(うち少なくとも1名は納品検収責任者又は納品検収補助者)によるサイン及び検収日の記入を全部局で実施することとしています。

東京大学HP 納品検収体制について

http://gaibushikin.adm.u-tokyo.ac.jp/huseitaisaku/for_staff/review

3. 罰則について

収賄等の法令に違反する行為があった場合には、法令(刑法)及び本学の懲戒規定に基づき処罰されることは当然ですが、今後については、例えば取引事実と異なる日付の会計処理、恣意的な随意契約など「不適切な会計処理」を行った場合には、当該教職員あるいは所属部局に対する予算配分の減額など何らかのペナルティを科すことを検討しています。

なお、不正・不適切経理の対象が科学研究費補助金等の外部資金であった場合は、申請資格を停止されることがあります。

4. 調達に関するQ&A

会計担当ではない教職員の方には、どのような行為が不正・不適切であるか十分に理解していない場合があります。慣例的に行っている行為が不適切な行為であることも有り得ます。

主な不正・不適切行為についてはガイドラインにも記してありますが、なお不明なことがある場合には以下までお問合せ願います。また調達に関する実務的な質問についても受け付けています。

問合せ先

調達に関すること

本部契約課 k-chotatsu.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

外部資金に関すること

本部研究資金戦略課 kenshi.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

東京大学便利帳 研究資金戦略課Q&Aページ

http://www.ut-portal.u-tokyo.ac.jp/wiki/index.php/共通・外部資金_よくある質問

5.調達に関するQ&A

この「調達方針」及び「ガイドライン」は東京大学ホームページにも掲載してあります。次の関連するURLとともにご参照ください。

調達方針及びガイドライン

https://www.u-tokyo.ac.jp/fin03/g04_j.html

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律

http://www.ron.gr.jp/law/law/dango_bo.htm

東京大学教職員倫理規程

http://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_syuki/syuki17.pdf

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/houritu.html>

競争的資金等不正使用防止ウェブサイト

<http://gaibushikin.adm.u-tokyo.ac.jp/huseitaisaku/>

東京大学コンプライアンス通報窓口

<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/administration/compliance/hotline.html>

6.「物品供給契約等に係る取引停止等の措置要領」の取扱い

本学では、「物品供給契約等に係る取引停止等の措置要領」を定めており、不正・不適切な行為を行った取引先に対して取引停止等の措置を講ずることとしています。

また、本要領では各部局の契約事務受任者(事務長等)は、所管部局において取引先の不正・不適切行為を発見した場合は財務部長に報告することとされています。

したがって、教職員の方は要領に定められた次の行為を発見した場合には速やかに事務長等に報告をしてください。

取引停止事由

- ・ 入札時に提出した資料の虚偽記載
- ・ 粗雑な業務履行
- ・ 公費等(競争的資金を含む)の不正使用への関与(預け金等)
- ・ その他、契約に違反し、本学の取引先として不相当であると思われる行為
- ・ 贈賄(賄賂の提供を申し出た場合を含む)
- ・ 談合等

東京大学便利帳 物品供給契約等に係る取引停止等の措置について

[http://www.ut-portal.u-tokyo.ac.jp/wiki/index.php/取引停止\(物品供給契約等\)](http://www.ut-portal.u-tokyo.ac.jp/wiki/index.php/取引停止(物品供給契約等))